二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三～七　（略）	（略）	（略）
一　（略） 二　作業条件の簡易な調査 三・四　（略）	（略）	（略）
一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三　オーラミンによる血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四　（略） 五　尿中の潜血検査 六　医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査 （削る）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
一　（略） 二　作業条件の簡易な調査 三・四　（略） （削る）	（略）	（略）
一　（略） 二　作業条件の簡易な調査 三　カドミウム又はその化合物によるせき、たん、喉のいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四　（略） 五　血液中のカドミウムの量の測定 六　尿中のベータ２―ミクログロブリンの量の測定	（略）	（略）

（新設） 二～六　（略）	（略）	（略）
一　（略） （新設） 二・三　（略）	（略）	（略）
一　業務の経歴の調査 （新設） 二　血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三　（略） （新設） 四　尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査 五　尿中のウロビリノーゲンの検査	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
一　（略） （新設） 二・三　（略） 四　尿中のウロビリノーゲンの検査	（略）	（略）
一　（略） （新設） 二　カドミウム又はその化合物による呼吸器症状、胃腸症状等の既往歴の有無の検査 三　（略） 四　門歯又は犬歯のカドミウム黄色環の有無の検査 五　尿中の蛋白の有無の検査	（略）	（略）